

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年4月19日(月曜日)
午後1時00分～午後1時15分
- 2 場 所 委員会室(議場)
- 3 出席委員 高木法生 委員長 村田弘司 副委員長
荒山光広 委員 山中佳子 委員
三好睦子 委員 岡山隆 委員
秋枝秀稔 委員 猶野智和 委員
坪井康男 委員 杉山武志 委員
藤井敏通 委員 岡村隆 委員
田原義寛 委員 山下安憲 委員
石井和幸 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 藤澤和昭 総務企画部長
志賀雅彦 市民福祉部長 井上辰巳 市民福祉部次長
佐々木昭治 行政経営課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時00分開会

○委員長（高木法生君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） それでは、議案第40号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の、まず歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

3款民生費・2項児童福祉費・3目母子福祉費、説明欄008子育て世帯生活支援特別給付金給付事業におきまして1,312万6,000円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活支援を行う観点から、ひとり親世帯に対し子育て世帯生活支援特別給付金を給付するものです。

内訳は、ひとり親世帯の児童1人当たり一律5万円の特別給付金を、今、支給見込みとして258人分で1,290万円、その他事務費として22万6,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1,576万6,000円が交付され、先ほど説明いたしました、歳出総額の1,312万6,000円全額にこの交付金を充当いたします。

なお、歳出総額の1,312万6,000円との差額である264万円につきましては、電算システムの改修費でございますが、5月10日の児童扶養手当と同時に支払うよう事務の準備を進めております。そのために、急を要するため、電算システム改修費につきましては予備費を充当しております。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木行政経営課長。

○行政経営課長（佐々木昭治君） 続きまして、その下ですが、19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金です。

先ほど御説明いたしました歳入の国庫補助金額1,576万6,000円と、歳出において追加いたしました1,312万6,000円との差額を調整するため、財政調整基金繰入金を264万円減額をしております。

なお、この額は、先ほど御説明いたしましたとおり、予備費を充用して実施したため、本補正予算の歳出に計上しておりません、電算システム改修委託料の額264万円でございます。

以上で、議案第40号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 事務的な質問を申し上げます。

これ、母子家庭というんでしょうかね、その定義。で、児童生徒、これ年齢制限があるのかないのか、何歳までをいうのかということ。この対象の、これ世帯数っていうんですかね、それは何世帯ぐらいあるんでしょうかという事務的な質問です。お願いします。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

まず、このひとり親家庭という定義でございますが、父母が婚姻を解消した児童、あるいは、父または母が死亡した児童、それから、父または母が重度の障害の状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童、父または母に1年以上遺棄されている児童、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、それから、父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童、それから、婚姻によらない未婚で生まれた児童、遺棄などで父母がいるかないか明らかでない児童が児童扶養手当の対象となっております。

年齢につきましては、18歳までが対象となります。

それから、今258人分というふうに申し上げましたが、これは、令和3年2月末時点、令和2年度の事業で、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付事業というのを行いましたが、2月末時点での対象児童数を国のほうが——2月末を対象として国のほうが示した金額が1,290万円ということで、世帯数で——世帯数に直しますと約160世帯、160世帯が——約160世帯が対象で、おおよそ258名の児童が対象というこ

とでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

14ページなんですけれど、印刷製本費ってあるんですけど、僅か2万円ですけど、この印刷製本費についてお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

事務費の中の印刷製本費2万円でございますが、これについては、該当家庭に案内文書等を送付いたします。文書、あるいは専用の窓あき封筒等の印刷製本費でございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、この子育て世帯生活支援特別給付金1,290万円ついております。これは、今現在、コロナ禍におけるこういった生活困窮者、低所得者を対象にということで、なかなか二極化が進んで——この社会を分断させないためには、非常に重要な施策とは思っております。

それで今回、例えば二人親がおった場合、例えばDVとかあって、この5万円の支援、お金が本当に子どもを育成するために必要な——DVがあった場合に、夫のほうにいけば、子どもには分からない可能性というのがありますよね。そういったところのこの掌握、それは具体的に、どのように調べられて給付するようになるのか、ちょっとまずその点についてお伺いします。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

DV等を受けて認定を受けた方につきましては、居場所であるとか、そういうことが相手の方に分からないように、住基の担当であり、地域福祉課であり、関係各課が情報を共有して把握をしております。

ですから、この給付金につきましても、相手方に知られることなく給付できるように事務を進めていく予定でございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） その点については、抜かりがないようにきちんと対応していただきたいなど。往々にして、男性のほうにそれがいく場合、二人親でも今回出るということですので、そういったところで間違った対応がないように、十分に注意していただきたいと思います。

そして、今後この手続をされ——申請して手続をされれば、これいつまで期限——もう説明されましたか。いつまで期限でされて、もしこれで期限までに忘れた場合には、申請しなかった場合には、もうこれは頂けないという認識でいいんかどうか、その辺について。また、その申請手続が一応紙ベースで送られるとは思いますが、その辺を、もし申請を逆に忘れてされなかった場合には、再度また連絡するとか、その辺の対応についてはどのようになってるか、ちょっとこの2点についてお伺いします。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

まず、この対象者につきましては、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方が対象になります。この方については、市のほうで把握しておりますので、御案内を出しまして受け取りを拒否されるという通知がない限り、もう自動的に支払うこととなります。

それ以外に、公的年金等を受給していることによって、令和3年4月の児童扶養手当の支給を受けてられない方という方がいらっしゃいます。

この方については、申請をしていただくようになっておりますけれど、今現在、国のほうから期限はいつまでとかという指示は来ておりません。広報等をしっかりといたしまして、漏れがないように努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

今後とも、しっかり美祢市にあっても二極化、また、この分断化をさせないためにも、非常に重要な、こういった施策でありますので、どうか抜かりのないように進めていただきたいことをお願いして、私の質疑を終わります。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第40号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） ワクチン接種の件ですが、午前中、市長の説明がありましたけれど、医療関係者とか高齢施設でしたけれど。

保育所とか幼稚園で働く保母さん——保育士さんたち、または学童保育の指導員さんたち、現場で働く人たち。それからまた、観光施設ですね、商店街とかで対面をする——対面で接客が多い方たちの——現場の人たちの接種についてはどのようなお尋ねします。

○委員長（高木法生君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

大まかに分けますと、16歳から64歳までの方の接種ということでよろしいかとは思いますが、それにつきましては、接種券の発送を今、9月頃を予定をしております。（発言する者あり）5月末の接種券の予定——配布の予定をしております。接種券が届き次第、接種を受けていただくこととなります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私がお尋ねしたいのは、現場で働く方、保育士さんとか、それから、先ほど言いましたけど保育士さん。それから指導員——学童保育の指導員

さん。また観光施設とか、そういった方たちが一番リスクが高いのではないかと思います。また、保育士さん、リスクが高いというわけではありませんが、感染させたらいけないと、予防のためと。

商店街の方たちや観光の対面の方たちはリスクがあるので、その人たちは5月を待たずに早く——すぐ来ますけれど、先にはできないかとお尋ねしたんですが。16歳でしたっけ——から64歳まで同じ対応なんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） ただいまの三好委員の御質問ですが、まず、一番リスクの高い高齢者、65歳以上の方を先行して接種をしていきます。

その後、高齢者施設等で従事されている方、または60歳から64歳までの基礎疾患をお持ちの方を優先的にまずは接種をしてまいります。その後、先ほど申し上げました16歳から64歳の方の接種を行う予定としております。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時15分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月19日

予算決算委員長